

お客さまからの居住地国等のご申告・お届出について

経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、日本を含む各国の税務当局は自国の納税義務者が他国に有している金融口座情報を入手するための取組みを進めています。

このような国際的な流れを受け、金融機関では、お客さまとのお取引開始時に、お客さまが、「米国税法上の納税義務者等に該当するか」、「お客さまが居住者として租税を課される国（居住地国）はどこか」について、お客さまからのご申告・お届出により確認させていただいたうえで、国外・国内の法律等に基づき、必要に応じて税務当局へ報告することが義務付けられています（下表参照）。

ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

（ご参考）お客さまからのご申告・お届出に関する根拠法令等について

	FATCAに基づくご申告	実特法に基づくお届出
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none">●外国口座税務コンプライアンス法(米国法) Foreign Account Tax Compliance Act (略称:FATCA)●「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」(日米間の取決め)	<ul style="list-style-type: none">●租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律<略称:実特法> (国内法)※
適用開始日	平成26年7月1日～	平成29年1月1日～
確認方法	お客さまからの書面(当金庫所定の様式)によるご申告・お届出および口座開設時にご提出・ご提示いただく書類により確認させていただきます。	
報告対象に該当する場合	米国の納税義務者等に該当する場合、米国納税者番号等をご申告いただき、お客さまの金融口座情報等を米国内国歳入庁へ報告させていただくことについて、書面によりご同意いただくこととなります。	お届出をいただいた居住地国が国税庁と金融口座情報の自動的交換に関する租税条約等を締結している国のうち一定のものに該当する場合、お客さまの金融口座情報等を国税庁へ報告させていただくこととなります。
金融口座情報等の報告先	当金庫から米国内国歳入庁へ報告	当金庫から国税庁へ報告 ※お客さまの金融口座情報等は、国税庁からお客さまの居住地国の税務当局へ提供されることとなります。
ご協力いただけない場合の取扱い	米国内国歳入庁への報告についてご同意いただけない場合には、原則として、口座を開設いただくことができません。	お客さまからの届出書の提出が実特法で義務づけられており、義務違反の場合にはお客さまが罰則の対象となるため、届出書をご提出いただけない場合、口座を開設いただくことができません。

※各国の税務当局が非居住者に係る金融口座情報を金融機関からの報告により取得し、互いに情報提供を行うための「共通報告基準(CRS)」という国際的な枠組みを実施するために実特法が改正され、必要な規定が整備されました。現在、日本を含む100以上の国・地域が共通報告基準に従った情報交換を開始することを表明しています。

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度

1 共通報告基準 (CRS : Common Reporting Standard) の概要

- (1) 各国の税務当局は、それぞれ自国に所在する金融機関(イ)から非居住者(個人・法人等)に係る金融口座情報(ロ、ハ)の報告を受け、これを租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換します。

イ 金融口座情報を報告する義務を負う金融機関

銀行等の預金機関、生命保険会社等の特定保険会社、証券会社等の保管機関及び信託等の投資事業体

ロ 報告の対象となる金融口座

普通預金口座等の預金口座、キャッシュバリュー保険契約・年金保険契約、証券口座等の保管口座及び信託受益権等の投資持分

ハ 報告の対象となる情報

口座保有者の氏名・住所(名称・所在地)、居住地図、外国の納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等

- (2) 報告義務を負う金融機関は、共通報告基準に定められた手続きに従って、口座保有者の居住地図を特定し、報告すべき口座を選別します。当該金融機関が行う具体的な居住地図の特定は、新規口座開設については口座開設者から居住地図を聴取する等し、既存の口座については口座保有者の住所等の記録から行います。
- (3) 現在、日本を含む100以上の国・地域が平成29年又は30年からこの共通報告基準に従った情報交換を開始することを表明しています。なお、日本においては、平成30年以降、外国に開設された日本の居住者の金融口座情報が提供されます。

2 日本の制度の概要

上記の共通報告基準に従った情報交換を実施する観点から、平成27年度税制改正において、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「実特法」といいます。)を改正し、上記1(1)イと同様の金融機関等(以下「報告金融機関等」といいます。)が、預金口座等の保有者につき、上記1(1)ハと同様の情報を所轄税務署長に報告する制度が導入されました。

同制度は、平成29年1月1日から施行され、平成30年4月30日までに報告金融機関等から初回の報告が行われることとなります。

■詳しい内容につきましては、お取引店の窓口等にお問合せください。